平成２７年（フ）第６８号
愛媛県松山市堀江町904番地９
債務者　西岡　正幸
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
愛媛県東温市田窪3014番地２　プリマローズ101号
債務者　渡部　和也
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
愛媛県四国中央市寒川町824番地１、前住所愛媛県四国中央市三島中央３丁目10番10号
債務者　西谷益荒生
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４８号
愛媛県新居浜市泉宮町３番2035号ダイアパレス新居浜306号、前住所愛媛県新居浜市松の木町６番28号
債務者　向井　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１４号
福岡県直方市大字中泉734番地
債務者　瀧口由美子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第９４号
宮崎市大字恒久4954番地３　Ｍ－ｃｉｔｙ恒久303号
債務者　渡邉　勝男
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０７号
宮崎市大島町平原977番地１　サンコート大島Ａ棟203号、前住所宮崎市大字大瀬町274番地７
債務者　押川　理絵
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
宮城県白石市字清水小路８番地１
債務者　大槻美千子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第４２号
茨城県稲敷郡河内町金江津7492番地４
債務者　稲箸　　弘
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
茨城県稲敷郡河内町長竿4853番地１　ロイヤルハイツＡ棟101号室、住民票上の住所茨城県稲敷郡河内町長竿4853番地１
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
茨城県守谷市薬師台７丁目10番地２　コートアベニューＢ102、前住所千葉県松戸市上本郷3543番地　メゾンドブランシュＡ－103号
債務者　北尾　　司
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
福岡県飯塚市蓮台寺263番地６、前住所鹿児島県鹿屋市田崎町1279番地１　ガーデンコート田崎203号
債務者　作本　賢治
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第６５号
福岡県小郡市津古1350番地、前住所佐賀市本庄町大字本庄537番地３　ショコラマンションⅠ203
債務者　武下由以子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５号
福井県敦賀市公文名11号３番地の４　市野々町２丁目
債務者　濵田　　敦
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第６５号
兵庫県宝塚市山本中１丁目11番17号　山本中テラスハウスⅡ－１号室
債務者　大西美由紀
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
島根県邑智郡美郷町九日市282番地12、住民票上の住所島根県邑智郡美郷町浜原47番地３小門原団地22号
債務者　下間　勝幸
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
松江地方裁判所浜田支部